

令和5年2月

各 位

## 「残高証明書定例(継続)発行」をご利用のお客さまへ

平素より横浜信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

横浜信用金庫ではシステム更改に伴い「残高証明書定例(継続)発行」のお取扱いを下記のとおり変更させていただきます。

該当のお客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 適用開始日

令和5年1月発行分より

#### 2. 残高証明書定例(継続)発行の取扱いについて

残高証明書の発行対象口座がすべてご解約やご返済された場合も、残高証明書定例(継続)発行の解約お手続きがお済みでないお客さまについては、残高証明書は残0円として継続発行されます。

この場合、発行手数料は引き続き自動振替口座よりお引き落としさせていただきます。

残高証明書定例(継続)発行の解約を希望される場合は、「残高証明書定例(継続)発行兼口座振替解約届」のご提出が必要になります。(営業店窓口にご用意しています) お手数ですが、営業店窓口までお申し出ください。

以上



横浜信用金庫